



埼玉県報

第 2925 号
平成 29 年(2017 年)
8 月 14 日
月曜日

目次

告示

- 障害者就業・生活支援センターの変更に係る公示（就業支援課）
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定（河川砂防課）
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定（河川砂防課）
- 埼玉県高等学校等奨学金の収納事務委託に関する告示（教委・財務課）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号に基づく道路の位置の指定（熊谷建築安全センター）

告示

埼玉県告示第九百号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第二十七条第三項の規定により、障害者就業・生活支援センターから次のとおり変更の届出があった。

平成二十九年八月十四日

埼玉県知事 上田清司

名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
社会福祉法人 草加市社会福 祉事業団	住所	埼玉県草加市 栄町二丁目一 番三十二号ス トーク草加式 番館一階	埼玉県草加市 柿木町千二百 十三番地一	平成二十九 年六月二十 七日

告示

埼玉県告示第九百一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図書は、埼玉県東松山県土整備事務所において縦覧に供する。

平成二十九年八月十四日

埼玉県知事 上田清司

一 下モ―2地区

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱二十九号までを順次結んだ線及び標柱二十九号と標柱一号を結んだ線によって囲まれた区域

標柱番号	市町村	大字	字	地番
一	ときがわ町	大野	境神	二〇八九番一〇
二	同	同	同	二〇八七番一
三	同	同	同	二〇八七番一
四	同	同	同	二〇八七番一
五	同	同	同	二〇八七番一
六	同	同	同	二〇九三番一
七	同	同	同	二〇九三番一
八	同	同	同	二〇九三番六
九	同	同	同	二〇九三番六
十	同	同	同	二〇九三番一
十一	同	同	同	二〇九三番一
十二	同	同	同	二〇九三番一
十三	同	同	同	二〇九三番一
十四	同	同	同	二〇九三番一

二十九	二十八	二十七	二十六	二十五	二十四	二十三	二十二	二十一	二十	十九	十八	十七	十六	十五
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	ときがわ町
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	大野
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	境神
二〇八九番二	二〇八九番五	二〇八七番八	二〇九一番七	二〇九一番九	二〇九三番三	二〇九四番四	二〇九四番三	二〇九五番七	二〇九五番四	二〇九四番一	二〇九三番一	二〇九三番一	二〇九三番一	二〇九三番一
								地先						

告示

埼玉県告示第九百二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図書は、埼玉県秩父県土整備事務所において縦覧に供する。

平成二十九年八月十四日

埼玉県知事 上田清司

一 川俣地区

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱十七号までを順次結んだ線及び標柱十七号と標柱一号を結んだ線によって囲まれた区域

標柱番号	市町村	大字	字	地番
一	秩父市	浦山	川俣	一五〇〇番四
二	同	同	同	一五〇一番
三	同	同	背戸山	三〇一八番
四	同	同	同	三〇一八番
五	同	同	同	三〇二一番
六	同	同	井戸入	三〇二四番
七	同	同	同	三〇二四番
八	同	同	古屋敷	一五七一番
九	同	同	井戸入	三〇二八番一
十	同	同	同	三〇二八番一
十一	同	同	古屋敷	一五六九番五
十二	同	同	同	一五六八番一
十三	同	同	川俣	一五五八番
十四	同	同	同	一五四八番二
十五	同	同	同	一五三二番
十六	同	同	同	一五〇二番二
十七	同	同	同	一五〇二番一

告示

埼玉県告示第九百三三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる収納事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成二十九年八月十四日

埼玉県知事 上田清司

委託内容	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
埼玉県高等学校等奨学金に関する条例（平成十八年埼玉県条例第六十一号）附則第三項の規定によりなお従前の例によるとされた同条例附則第二項の規定による廃止前の埼玉県高等学校等奨学金貸与条例（平成十四年埼玉県条例第四十一号）第七条の規定に基づく奨学金の返還に係る未収金の収納事務	東京都中野区本町二丁目四十六番一号 エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社 代表取締役 大倉 雄一	平成二十九年六月二十六日から平成三十年五月三十一日まで

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成二十九年八月十四日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 大谷 茂

第一号	指定番号
第一項第五号 第四十二条 建築基準法	指定に係る 道路の種類
平成二十九年八月四日	指定の年月日
埼玉県児玉郡上里町大字神保原町四百四番九、 四百五番四、四百五番四地先水路、四百四番九 地先道路、四百五番四地先道路	指定に係る道路の位置
五十八・八〇	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
六・〇五	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)